

矢板市条例第17号

矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民及び市外からの来訪者に情報通信技術を活用して文化芸術及びスポーツ活動並びに健康づくりの機会を提供することにより、生涯学習の推進並びに健康の保持及び増進を図るとともに交流人口及び関係人口の創出及び拡大を促進し地域経済の活性化を図り、もって市民の福祉の増進及び持続可能な地域づくりの実現に寄与するため、矢板市文化スポーツ複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 矢板市文化スポーツ複合施設

位置 矢板市末広町49番地1

(開館時間)

第3条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の開館時間は、矢板市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 複合施設の休館日は、毎年12月29日から翌年1月3日までとする。

2 教育委員会が特に必要があると認めたときは、前項に規定する日以外の日であっても、臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 複合施設の施設及び備品等（以下「施設等」という。）を使用する者は、教育委員会の許可を得なければならない。

2 教育委員会が管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は付した条件を変更することができる。

（使用の許可の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公益に反すると認めたとき。
- (2) 管理上支障があると認めたとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

（使用の許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、第5条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により、使用の許可を受けたと認められるとき。
- (4) 災害その他事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) その他教育委員会が管理上必要があると認めたとき。

2 前項に規定する処分により使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

（管理上の制限）

第8条 使用者は、施設等を使用の許可の目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

2 複合施設内において、許可なく、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売その他商行為をすること。
- (2) 印刷物、ポスター等を展示し、又は配布すること。
- (3) 工作物その他の施設を設けること。
- (4) 募金その他これに類する行為をすること。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、特別の場合を除き前納とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 非常災害で避難場所等として使用するとき。
- (2) その他市長が必要があると認めたとき。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自らの責めによらない理由で施設等を使用することができないとき。
- (2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用の許可の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、複合施設を故意又は重大な過失により損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(占有)

第14条 複合施設の一部を占有して使用する者は、教育委員会の許可を得なければならない。

2 前項の使用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、別表第2に定める占有に係る使用料（以下「占有料」という。）を納付しなければならない。

3 第5条第2項、第6条及び第7条の規定は第1項の許可について、第8条、第12条及び前条の規定は占有者について、第9条第2項、第10条及び第11条の規定は占有料について準用する。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に複合施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせることとした場合に指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

- (1) 次条の規定により読み替えて適用する第5条から第7条まで及び第14条第1項の業務
- (2) 次条の規定により読み替えて適用する第9条第1項及び第14条第2項の利用料金に関する業務
- (3) 複合施設の維持管理に関する業務

(4) 地域経済の活性化に資する事業に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理上必要と認める業務

(指定管理者に管理を行わせることとした場合における読替え)

第17条 第15条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせることとした場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	矢板市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めたととき	指定管理者が必要があると認め矢板市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得たとき
第4条第2項	教育委員会が特に必要があると認めたととき	指定管理者が特に必要があると認め教育委員会の承認を得たとき
第5条の見出し、第6条（見出しを含む。）、第7条の見出し及び同条第1項、第8条第1項、第11条第2号、第12条並びに第14条第2項並びに別表第1	使用	利用
第5条第1項、第10条	使用する	利用する

第1号、第11条第1号 及び第14条第1項並び に別表第1及び別表第2		
第5条、第6条、第7条 第1項、第12条及び第 14条第1項	教育委員会	指定管理者
第7条第1項	第5条第1項	第17条の規定により読 み替えて適用する第5条 第1項
第7条、第8条第1項、 第9条第1項及び第11 条から第13条まで並び に別表第1	使用者	利用者
第7条第2項	市	指定管理者
第8条第1項	使用し	利用し
第9条の見出し及び同条 第2項、第10条（見出 しを含む。）並びに第1 1条（見出しを含む。） 並びに別表第1	使用料	利用料金
第9条第1項	別表第1に定める使用料 を納付しなければならない い	別表第1に定める金額の 範囲内において指定管理 者が市長の承認を得て定

		める利用料金を納付しなければならない。この場合において、納付された利用料金は、指定管理者の収入とする
第10条及び第11条	市長	指定管理者
第14条第2項	前項	第17条の規定により読み替えて適用する前項
	別表第2に定める占有に係る使用料（以下「占有料」という。）を納付しなければならない	別表第2に定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める占有に係る利用料金（以下「占有利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、納付された占有利用料金は、指定管理者の収入とする
第14条第3項及び別表第2	占有料	占有利用料金

（市長による特別な管理）

第18条 市長は、第15条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせることとした場合において、指定管理者を指定するいとまがないときその他やむを得ないときは、その管理を特別に行う。

- 2 前項の場合においては、第5条から第14条までの規定を適用する。
- 3 第1項の市長による特別な管理における使用料は、別表第1及び別表第2に定める範囲内で市長が定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

1 施設

施設	区分	単位	使用の日	使用料
アリーナ	全面	1 時 間 (毎時0分 分から60分 までをいう。 以 下 同 じ。)	平日	1,500円。ただし、午後1時から午後5時までの時間に使用する場合は2,100円とし、午後5時から午後10時までの時間に使用する場合は3,000円とする。
			休日等	4,500円
	半面	1時間	平日	750円。ただし、午後1時から午後5時までの時間に使用する場合は1,050円とし、午後5時から午後10時までの時間に使用する場合は1,500円とする。

			休日等	3,000円
多機能ホール	全面	1時間	平日	1,400円。ただし、午後1時から午後5時までの時間に使用する場合は2,000円とし、午後5時から午後10時までの時間に使用する場合は2,900円とする。
			休日等	4,400円
	半面	1時間	平日	700円。ただし、午後1時から午後5時までの時間に使用する場合は1,000円とし、午後5時から午後10時までの時間に使用する場合は1,450円とする。
			休日等	2,950円
控室	専用	1時間	全日	100円
研修室	1	1時間	全日	1,000円
	2	1時間	全日	500円
	3	1時間	全日	500円
トレーニング	個人	1回	全日	500円
エリア	専用	1時間	全日	2,000円
ランニング	個人	1回	全日	100円
コース	専用	1時間	全日	1,000円

シャワー	個人	1回	全日	100円
	専用	1時間	全日	1,000円
ふれあいリビング	個人	1回	全日	無料とする。
情報コーナー	個人	1回	全日	無料とする。
調乳室	個人	1回	全日	無料とする。

2 備品等

備品等	単位	使用の日	使用料
収納式ステージ	1回	平日	500円
		休日等	1,000円
移動観覧席	1回	平日	500円
		休日等	1,000円
放送設備	1時間	平日	200円。ただし、午後5時から午後10時までの時間に使用する場合は300円とする。
		休日等	300円。ただし、午後5時から午後10時までの時間に使用する場合は450円とする。
グランドピアノ	1回	全日	8,000円
移動式バスケットゴール	1回	平日	500円
		休日等	1,000円

その他備品等	規則で定める単位	規則で定める使用の日	10,000円以内で規則で定める額
--------	----------	------------	-------------------

備考

1 次の各号に掲げる使用の日の欄中の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 平日 休日等以外の日をいう。

(2) 休日等 次に掲げる日をいう。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（アに掲げる日を除く。）

ウ 7月20日から8月31日まで、12月20日から翌年1月10日まで及び3月20日から4月10日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 全日 平日及び休日等をいう。

2 使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げるものとする。

3 アリーナ又は多機能ホールの使用料は、規定の使用料に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 7月1日から9月末日まで及び12月1日から翌年2月末日までの期間に使用する場合 1時間当たり500円

(2) 使用者の特別な指定により空調設備を稼働させて使用する場合 1時間当たり500円

4 施設等を開館時間以外に使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 施設を照明設備又は空調設備を稼働させて使用する場合 1時間当たり
当該使用に係る日の規定の使用料の最高額と前項の加算額の合計額の10
0分の150に相当する額

(2) 施設を照明設備及び空調設備を稼働させずに使用する場合 1時間当
たり当該使用に係る日の規定の使用料の最低額の100分の25に相当する
額

(3) 備品等を使用する場合 1回当たり当該使用に係る日の規定の使用料に
その100分の50を加算した額又は1時間当たり当該使用に係る日の規
定の使用料の最高額の100分の150に相当する額

5 市民等（矢板市に在住し、在学し、若しくは在勤する者又はさくら市、高
根沢町若しくは塩谷町に在住する者をいう。以下同じ。）以外の者が使用す
る場合の使用料は、前2項の規定により算出した額を含めた使用料の総額の
100分の150に相当する額とする。

6 営利、宣伝等を目的として使用する場合の使用料は、前3項の規定により
算出した額を含めた使用料の総額の100分の300に相当する額とする。

7 第3項から前項までの規定により算出した額を加えた施設等の使用料の合
計額に10円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

8 グランドピアノの使用に係る調整及び調律料は、使用者の負担とする。

別表第2（第14条関係）

区分	単位	占用料
施設（別表第1の1 施 設の表に規定する施設を	1平方メートルにつき日額	30円

除く。)		
壁面	日本産業規格A列1番の大きさに つき月額	300円

備考

- 1 施設の占用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たない場合、又はその面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、当該面積又は端数を1平方メートルに切り上げるものとする。
- 2 壁面の占用料の額を算出する基礎となる面積が日本産業規格A列1番の大きさ（この項において「A1単位面積」という。）に満たない場合、又はその面積にA1単位面積未満の端数がある場合は、当該面積又は端数をA1単位面積に切り上げるものとする。
- 3 壁面の占用料の額を算出する基礎となる期間が1月に満たない場合、又はその期間に1月未満の端数がある場合は、当該期間又は端数を日割計算とする。
- 4 市民等以外の者が占用して使用する場合の占用料は、規定の占用料の総額の100分の150に相当する額とする。
- 5 営利、宣伝等を目的として占用して使用する場合の占用料は、前項の規定により算出した額を含めた占用料の総額の100分の300に相当する額とする。